

正 誤

令和 8 年 3 月 30 日 付 け 長 野 県 規 則 第 21 号 「長 野 県 立 総 合 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー 管 理 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則」 中			
ペー	行 (簡所)	誤	正
7	7	別表の機械金属の項中	目次中

令和 8 年 3 月 30 日 付 け 長 野 県 規 則 第 23 号 「児 童 福 祉 法 に 基 づ く 指 定 通 所 支 援 の 事 業 の 従 業 者、設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 及 び 児 童 福 祉 法 に 基 づ く 指 定 障 害 児 入 所 施 設 の 従 業 者、設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則」 中

ペー	行 (簡所)	誤
10	下から 9	第 8 条 第 1 項 中 「は、」 を 「健康診断又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条若しくは第13条に規定する健康診査は、」 に
		正
		第 8 条 第 1 項 中 「は、」 を 「又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条若しくは第13条に規定する健康診査は、」 に

障がい者支援課